

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南町保育会の定款第8条及び第22条の規定に基づき役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(非常勤役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 第3条及び第4条にかかわらず、週平均3日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 当該報酬以外に第3条及び第4条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

3 常勤役員が、施設職員を兼務する場合はこれを支給しない。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表5により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。

また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る、苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月9日より施行する。

役員報酬 別表1(日額) (第3条関係)

名称	報酬	実費弁償費
役員	なし	3,500円
評議員	なし	3,500円
苦情対応第三者委員	なし	3,500円

別表2 (第4条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	なし	3,500円
理事及び評議員業務報酬等	なし	3,500円
苦情対応第三者委員業務報酬等	なし	3,500円

別表3(月額) (第5条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長	200,000円	職員通勤手当相当
理事	100,000円	職員通勤手当相当

別表4(日額) (第8条関係)

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	13,100円(甲地方) 11,800円(乙地方)	5,000円	実費

(1)甲地方の範囲

東京都及び政令指定都市

(2)乙地方の範囲

甲地方以外の地域

別表5 (第6条関係)

名称	報酬	実費弁償費
監事監査指導報酬等	なし	3,000円 (1時間あたり)